



## 新型コロナウイルス対策本部

# 第2回対策会議を開催

3月26日に第2回対策会議を開催しました。さらなる対策の具体的な取り組みは以下のとおりです。

### (1) 雇用対策について

- ・加盟組合においても組合員の新型コロナウイルス感染が確認された。従業員が指定感染症に罹患した場合、社員のみならず、契約社員・パートタイマーについても契約を更新して雇用を守る。
- ・雇用調整の議論を行う際はその重要性和留意点を十分認識し、加盟組合には情宣を行い周知する。

### (2) 労働対策について

- ・政府の専門家会議の提言として、療養施設として宿泊施設を利用することが提言された。現場で働く者の健康・安全を確保するため、療養または待機を目的とした宿泊施設の利用に反対する。

### (3) 産業対策について

- ・前回確認した物流の要請に加え、産業対策として、観光産業への甚大な影響に対して、人流の再開にむけて、国として財政出動を行うよう求めていく。

## 雇用調整に関する交渉での留意点

今般の新型コロナウイルスの影響に伴う一時帰休の実施は、会社の財務状況にも大きな影響を与え、経営責任にも及ぶ局面であり、働く者にとっても重大な影響を与える事態です。労働組合としては強く受け止める必要があります。

会社が一時帰休を実施する事態は雇用に関わる重大な局面であり、会社の財務状況、収支計画、経営計画を労使で共有し、十分に労使で協議し実施することが重要です。

休業に伴い、会社が雇用調整助成金（公的助成金）を受給するためには労使協定の締結が求められますが、過半数組合であれば締結の当事者となれますので、会社と十分に交渉したうえで協定を締結することができます。

加盟組合での 問題に関するお問い合わせは、サービス連合本部  
までお願いします。Tel. 03-5919-3261

# 「雇用調整助成金」とは？ ～受給要件と受給額～

「雇用調整助成金」(雇調金)とは、災害などで業績が落ち込み、雇用を維持するために事業主(会社)が従業員を強制的に休ませる「一時帰休」を実施する場合、従業員に支払う「休業手当」の一部を国が事業主に対して助成するものです。受給の要件としては、実際に業績が落ち込み、会社が指示して従業員を休ませ、かつそれに対して一定額以上の賃金(休業手当)を支払っていることなどが条件となります。

この制度は、新型コロナウイルス感染症とは関係なく従来からある制度ですが、今般の情勢に鑑み、要件が一部緩和され、助成率もアップされる予定です。

## ◎受給要件

つぎの条件を、すべて満たしている必要があります。

1. 休業が労使協定に基づいて実施されていること。(=事業主の一方的な指示によるものは不可)
2. 業績が実際に落ち込み、それに伴う対象期間中に実施された休業であること。
3. 従業員に平均賃金の6割以上の休業手当が支払われていること。
4. 休業中に業務をさせないこと。(=「在宅勤務」の類をさせるのは不可。)

※他にも「計画届」の提出など事務手続上の要件あり。

## ◎受給額

助成金として支払われる額は、企業の規模などによりつぎのとおりとなっています。

1. 1人1日あたり、実際に従業員に支払った休業手当のうち、大企業は「2分の1」、中小企業は「3分の2」、かつ上限8,330円。

※今回特例で、助成率は大企業が「3分の2」、中小企業は「5分の4」となっている。さらに、解雇等を行わない場合は、大企業は「4分の3」、中小企業は「10分の9」となる予定。

※「中小企業」は資本金3億円以下または従業員300人以下の企業。それ以外が「大企業」。

2. 同一案件の対象期間につき、1年間につき100日分が限度。ただし「1人につき100日分」なので、休業したのが従業員総数の半分である場合、200日分ということになる。
3. 前記1. 2. の要件が満たされている限り、支給総額の制限は特にない。
4. 対象となる従業員が、対象期間中に時間外勤務(休日出勤を含む。)をした場合、その時間外手当相当額が助成額から差し引かれる。(これを「残業相殺」という。)

「一時帰休」に際して会社が従業員に支払う「休業手当」は、法令上は「平均賃金の6割以上」と定められているのみで、「6割」と固定されているわけではありません。したがって、サービス連合では、一時帰休の場合の休業手当は、原則「賃金全額(10割)」の支払を会社に求めることとしています。雇調金の助成額は、実際に払った手当額を基に決められるため、手当を多く払えば助成額も多くなります。(ただし上限はあり。)

会社が雇調金申請を前提とした一時帰休を提案してきた場合、その内容をよく確認し、従業員に不利な点があれば改善するよう交渉してください。またその際、不明な点があればサービス連合までお問い合わせください。